

群馬大学大学院理工学府エレクトロメカニクス教育研究センター要項

令和3年4月1日 制定

改正 令和7年4月1日

(設 置)

第1 群馬大学大学院理工学府に、エレクトロメカニクス教育研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(趣 旨)

第2 この要項は、センターに関して必要な事項を定める。

(目 的)

第3 センターは、電子、機械分野技術を基盤とする教育研究拠点を構築することを目的とする。

(組 織)

第4 センターに、次の各号に掲げる組織を置く。

(1) 研究ユニット

(2) リカレント教育ユニット

2 研究ユニットには、研究部会を置く。

(業 務)

第5 センターは、第3の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) エレクトロメカニクス分野技術の創成とその応用に関すること。

(2) エレクトロメカニクス分野に係る国内外の研究機関及び研究者とのネットワーク形成に関すること。

(3) エレクトロメカニクス関連企業との連携推進に関すること。

(4) エレクトロメカニクス分野の大学院教育およびリカレント教育に関すること。

(5) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(職 員)

第6 センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 研究部会長

(4) センターの担当を命ぜられた教員

(5) その他必要な教職員

2 センター長の選考は、理工学府の主担当を命ぜられた教授のうちから、学府長が行う。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

4 副センター長の選考は、センターの担当を命ぜられた教員のうちから、センター長が行う。

5 副センター長は、センター長を補佐する。

6 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員

を生じた場合の補欠のセンター長又は副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

7 研究部会長の選考は、センターの担当を命ぜられた教員のうちから、センター長が行う。

8 研究部会長は、研究部会の業務を掌理する。

(運営委員会)

第7 センターの運営の基本的事項を審議するため、エレクトロメカニクス教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(事務)

第8 センターの事務は、桐生地区事務部において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は、学府長が別に定める。

(要項の改廃)

第10 この要項の改廃は、学府教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。